

(案)

令和8年度那覇市まなびクーポン事業業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、家庭の経済的な理由で学校外教育を受けることができない市内の生活保護世帯、準要保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の小学校4～6年生、中学校1～3年生の児童生徒に対し、学習塾等の費用を助成し、放課後の教育格差を解消することで、対象児童生徒の学力向上を図り、将来的な貧困の連鎖の解消へ導くことを目的とする。

（契約の事項）

第2条 この契約の事項は次のとおりとする。

- (1) 業務委託の名称 令和8年度那覇市まなびクーポン事業業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務委託料（予定総額） 金□□□,□□□,□□□円
(うち消費税及び地方消費税の額 金□□□,□□□円)
内訳 運営事務費 金□□□,□□□,□□□円
(うち消費税及び地方消費税の額 金□,□□□,□□□円)
クーポン額 金225,600,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 金0円)
運営事務費及びクーポン額については、第11条の検査を行い確定する。
- (4) 契約保証金 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する

（委託業務）

第3条 甲は、委託業務を乙に委託する。

2 乙は、別紙「令和8年度那覇市まなびクーポン事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を誠実に履行しなければならない。

3 乙は、甲に提案した別紙「企画提案書」（以下「企画提案書」という。）の内容、及び本業務委託に係るプロポーザル審査において各委員からの質疑に回答した提案内容が履行されるよう努めなければならない。

（法令の遵守等）

第4条 乙は関係法令を遵守するとともに、委託業務に関わる実施体制の充実に努めなければならない。

（再委託又は下請負の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

（権利義務の譲渡制限）

(案)

第6条 乙は、甲の文書による承認を得ないで、この契約により生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(工程表)

第7条 乙は、契約締結後、甲の求めに応じ工程表を作成し、提出しなければならない。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、その責めによらない理由により、期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付けて期間の延長を求めることができる。その延長日数は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(履行遅滞における延滞金)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、期間後に業務を完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、遅延部分に相当する代価につき遅延日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)(以下「支払い遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(業務進捗状況の調査等)

第10条 甲は、必要と認めるときは委託業務の進捗状況につき調査し、又は乙に対し報告を求めることができる。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、業務を完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに仕様書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(概算払)

(案)

第13条 乙は、前項の規定に係わらず、委託業務完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払を甲に請求することができるものとする。

2 乙は、概算払を請求しようとするときは、概算払請求書及び経費内訳書を甲に提出するものとする。

3 概算払上限額は、第2条第1項第3号の業務委託料の8割以内とする。

4 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に概算払請求額を乙に支払うものとする。

(概算払の精算)

第14条 第11条の規定により、甲が乙に支払うべき額を確定した結果、この確定額と概算払により乙に支払った額に過不足が生じたときは、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 過払額が生じた場合

ア 甲は、乙に対し当該過払額を返還させるものとする。

イ 乙は、アの返還を、甲が定めた期限内に甲に対して行わなければならない。

(2) 不足額が生じた場合、甲は乙に対し、その不足額を支払うものとする。

(成果品の帰属)

第15条 委託業務によって得られた調査結果、付随資料及び成果品並びに成果品の著作権は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の書面による承諾を得ないで、これを自己又は第三者の利用に供してはならない。

(契約不適合責任)

第16条 成果物に種類、品質又は数量その他この契約の内容との不適合（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は、乙に対して、自らの選択により、履行の追完、業務委託料の減額若しくは返還、損害賠償請求又はこの契約の解除を請求することができる。

2 前項による請求は、成果物の引き渡しの完了日から2年以内に限り行うことができる。ただし、乙の故意または重大な過失があった場合、かかる期間の経過後5年間、乙は甲に対してその責任を負う。

(契約の解除)

第17条 甲は乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき理由により、第2条の履行期間内に業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(4) 前各号のほかこの契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反したとき。

2 乙は、契約を解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額を違約金とし

(案)

て、甲の指定する期間内に納入しなければならない。

(損害により生じた経費)

第 18 条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、甲が負担するものとし、その額は甲と乙とが協議して定めるものとする。

(違約金の徴収)

第 19 条 乙がこの契約に基づく違約金、遅延利息又は賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定した日から、委託料支払の日までの日数につき、支払遅延防止法で規定された率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合において、甲は乙から遅延日数につき支払い遅延防止法で規定された率で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報の秘密保持義務)

第 20 条 乙は、業務上知り得た甲の秘密に属する情報並びに個人情報了他人に漏らしてはならない。契約終了後、又は解除した後も同様とする。

(特約等事項)

第 21 条 本件業務委託契約における個人情報の取り扱い及び情報セキュリティについては、それぞれ別紙 1「個人情報の取り扱いを定める特約」、別紙 2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄)

第 22 条 本契約に関する甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第 23 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知 念 覚

乙 ○○○○○○
□□□□□□
○○ ○○